

# 12月13日 第4回定例会



指定管理者の指定など議案8件を審議

12月13日に開かれた令和4年第4回定例会では町の課題等に対し、4議員が一般質問をしました。その後、議案8件と決議案1件を審議し、すべて原案のとおり可決しました。  
なお、一般質問は4〜7ページに掲載しています。

## 連携

◆連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約  
旭川市との間における連携協約に次の4事業を新たに追加するものです。  
□新規就農者等の育成  
□ヒグマ対策の推進  
□ゼロカーボンの推進  
□旭川大雪圏東京事務所を活用したシテイプロモーション等の推進  
【原案可決】

## 指定

◆指定管理者の指定  
地方自治法の規定に基づき、各施設の指定管理者を次のとおり指定するものです。  
■比布町交流促進施設「良佳プラザ・遊湯びつぷ」指定管理者  
株式会社 荒尾  
代表取締役 荒尾 一之氏  
【原案可決】

質疑 植西議員  
民間活力をどのように活用して

いるのか。町内経済への効果が見えない。

答弁 産業振興課長  
町直営時代と比べ、来場者数等の減少は緩やかになっており、利用者からの評価が高い。町内28事業所、約3千万円の年間取引がある。

再質疑 植西議員  
今後の運用経費の圧縮の考えは。

答弁 産業振興課長  
物価高騰で大きな削減はできていないが、指定管理者とは細かい部分まで話し合っている。

再々質疑 植西議員  
なぜ指定管理の事業者を公募しないのか。

答弁 町長  
指定管理者から運営改善の提案があり、営業業務体制の改善が図られていることや所管の産業建設常任委員会でも指定の考えに概ね同意をいただいたことから、選考委員会において公募によらない指定が決定された。

## 質疑 今井議員

施設を運営していくための町のプランは。

答弁 町長  
施設の有無はスキー場や町内事業所の売り上げに影響する。今後の施設のあり方、観光を議論していきたい。

## 再質疑 今井議員

良佳村全体のあり方について様々な意見、民間のノウハウも活用し、良いゾーンにしてほしい。

答弁 町長  
良佳村全体をトータルで考え、次の3年間で議論を進めなければと考える。

## 反対討論

植西議員 運営状況を所管の常任委員会だけではなく、全議員に示したうえで公募をしない理由を説明してほしい。自分は公募によって観光事業のプロに任せ、運営内容の改善を図るべきだと思う。

## 賛成討論

今井議員 コロナ禍の影響もあり、再募集したとしても新規参入者がいるとは考えづらく、デメリットが大きい。本指定管理者はこれまでの実績もあり、地元の評判が良く、指定に値する事業者だと考える。

<b>令和4年度各会計補正予算（第6回臨時会）</b>
一般会計（第7号） 230万円の増（総額40億3,473万1千円） ■職員給与費・手当の増
<b>令和4年度各会計補正予算（第4回定例会）</b>
一般会計（第8号） 2,180万3千円の増 （総額40億5,653万4千円） ■新型コロナウイルスワクチン接種事業、交流促進施設運営事業の増ほか
一般会計（第9号） 132万円の増（総額40億5,785万4千円） ■町立学校運営事業・工事請負費の増
観光事業特別会計（第1号） 305万7千円の増（総額1億7,652万9千円） ■観光事業関係費・消費税の増
公共下水道事業特別会計（第2号） 100万円の増（総額5,727万7千円） ■下水道施設維持管理事業・修繕料の増

採決  
賛成6（遠藤・谷口・澁谷・安藤・今井・大熊）  
反対1（植西）  
【賛成多数により原案可決】

※議長は議事運営上、採決に加わりません。

## 条例

◆地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定  
職員の定年延長に伴い、関連する条例の整備を行うものです。  
【原案可決】

◆比布町議会議員及び比布町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例  
公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙運動費用の公費負担の上限額等を政令に準じて改正するものです。  
【原案可決】

## 補正予算

◆一般会計（第8号）  
◆一般会計（第9号）

◆観光事業特別会計（第1号）  
◆公共下水道事業特別会計（第2号）  
補正額と総額、主な内容は左上の表のとおりです。  
【原案可決】

**第6回臨時会**  
11月30日

◆専決した事件の報告  
公園敷地内における草刈り作業中の事故による賠償報告

◆議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
◆特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
人事院給与勧告に基づき、議会議員、特別職に支給する期末手当の割合を100分の10引き上げる条例改正です。  
【原案可決】

◆職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
人事院給与勧告に基づき職員に支給する月額給与の一部改定及び勤勉手当の割合を100分の10引き上げる条例改正です。  
【原案可決】

◆一般会計（第7号）  
補正額と総額、主な内容は上の表のとおりです。  
【原案可決】